

72.10

被相続人と相続人の本籍が相違する場合 の相続による移転登録申請書の取扱い

被相続人と相続人の本籍が相違する場合であっても、被相続人の戸籍謄本及び相続人の住民票の双方に記載された相続人の氏名及び生年月日が同一であれば、相続人の転籍を証明する書面は必要としない。

(改訂平成23・11)